

パブリックコメントに対する見解

第1部 立川崖線緑地の保全、活用のあり方について

区 分	個別 番号	パブリックコメントの内容	報告書 の対応	パブリックコメントに対する見解
崖 線 の 状 現	PC－6	崖線の現状指標にある傾斜角とは？	修正無	崖線の多くは斜面になっていますが、傾斜角とは水平面からの斜面の角度（仰角）を示しています。
	PC－5	立川崖線の認識が誤っている。立川崖線と国分寺崖線の混同を改め、立川崖線の地理的位置と特性を理解することが大前提。	修正無	東京都環境局ホームページ（「自然環境」>>「保全地域」>>「平成20年1月現在の指定状況」>>「立川崖線（緑）」）を参照しました。
崖 線 で 見られる 生 物	PC－3	猛禽類（フクロウ・オオタカ）も生息していると思う。	修正02	第1部第1章、2）立川崖線で見られる生物（9ページ）については市民団体の観察によるもので、詳細な調査に基づいたデータとはいえない部分もありますので、その旨を追記するとともに、若干の修正を行いました。なお、実態調査の必要性は、第2章（21ページ）で述べています
	PC－4	鳥類（スズメ・キジバト）、昆虫類（ナナフシ・セミ・ハチ・テントウムシ・コガネムシ・バッタ）、その他（コウモリ・カナヘビ）等も見られる。	修正02	
	PC－5	崖線で見られる生物の調査が貧弱。サギ、イトトンボ、ザリガニなどと言う生物はいない。イワネズミ（カワネズミあるいはナキウサギの別称）の生息はあり得ない。	修正02	
	PC－6	実際の生育状況を捉えた写真が欲しい。	修正無	学術的な調査報告書であれば必要と考えますが、今回の検討会の性格、位置付けから、そこまで詳細な写真は必要ないと考えます。
崖線緑地 の 保 全	PC－3	大神町四丁目のみではなく、年次的に計画を立て崖線保全を強力に進めるべき。	修正無	昭島市崖線緑地検討会には市域崖線全体の保全のあり方、方向性のほか、特に急がれた大神町四丁目崖線の保全・活用策について限定的に検討をお願いしたため、今回の報告書となったものです。 なお、他地区の保全策について、年次的な計画を現時点で示すのは困難です。
	PC－3	生態系から見て崖線緑地は重要。	修正無	報告書内容は提案内容と同様の内容です。
	PC－4	崖線の緑地は生物の生息の場であるが、繁殖の場（生息に含まれるが）であることは特に重要。	修正01	報告書内容を修正します（修正01参照）。
	PC－4	景観上目立つところ、動物のすみかとなっているところは重要地区として保全することを盛り込んで欲しい。	修正03	報告書内容を修正します（修正03参照）。

区 分	個別 番号	パブリックコメントの内容	報告書 の対応	パブリックコメントに対する見解
崖線緑地の保 全	PC－ 5	崖線緑地減少に対する危機感、現状・課題・保全策が具体的に報告されている、関連部署との連携、崖線の周辺部を含めた総合的な保全等評価できるが、理念ばかりで具体的な方策に欠ける。	修正無	第1部第2章、(1) 崖線緑地の「保全」に向けた提案(18ページ)において公有化の手法、あるいは法令・条例等による保全について、具体的な提案も行っています。
	PC－ 6	生活の中で崖線の存在、役割を感じたことがないので保全の必要性が判断できない。写真やデータなど客観的な情報を元に説明して欲しい。	修正無	今回の検討会は、保全のあり方等の方向性について検討したものです。崖線の詳細なデータ等は、報告書の中でも必要性を指摘しているように、今後の実態調査にゆだねます。 また、第2章(21ページ)において、崖線ガイドマップの発行を提案しています。
	PC－ 7	円滑な公有化推進のため、市役所内の意思統一、施策の実行が図れる組織を明確にする。	修正無	第1部第2章の(1) 崖線緑地の「保全」に向けた提案(18ページ)、3) 総合的な保全策の推進(20ページ)で、趣旨を述べています。
	PC－ 7	崖線の保全を損なうような事例を予め想定、速やかな対応が可能となるように制度を整備する。	修正無	「昭島市宅地開発等指導要綱」により一定の対応をしている現状もありますが、今後の課題と考えます。
	PC－ 7	「総合的な保全策の推進」のための法整備を検討して欲しい。	修正無	第1部第2章の 2) 法令、条例等による保全(19ページ)でも述べていますが、更なる法整備等は、「みどりの基本計画」改訂時の検討課題と考えます。
	PC－ 5	大神町四丁目だけではなく、崖線の各地区についての特性や課題を踏まえた保全策の記述が必要である。	修正04	昭島市崖線緑地検討会には市域崖線全体の保全のあり方、方向性のほか、特に急がれた大神町四丁目の保全・活用策について限定的に検討をお願いしたため、今回の報告書となったものです。 なお、他地区の保全策については、第1部第2章の(1) 崖線緑地の「保全」に向けた提案(18ページ)の中で、方向性は示してあります。 また、(2) 崖線緑地の「啓発と活用」に向けた提案(21ページ)の 1) 崖線緑地の実態把握において、提案の趣旨を踏まえて報告書を修正します(修正04参照)。
	PC－ 7	崖線をブロック割りし、それぞれの保全計画を作成する(情報を開示し、市民のコンセンサスを得る)。	修正04	それぞれの崖線の保全策については、第2章の(1) 崖線緑地の「保全」に向けた提案の中で、方向性は示しています。 (2) 崖線緑地の「啓発と活用」に向けた提案(21ページ)の 1) 崖線緑地の実態把握において、提案の趣旨を踏まえて報告書を修正します(修正04参照)。
	PC－ 5	公有化された樹林地の存在を市民が知らないのは市民参加が十分に行われていなかったことが原因。良好な崖線全体の環境作りに向けたビジョンの情報公開を望む。	修正04	ご指摘を踏まえて報告書を修正します(修正04参照)。 また、良好な崖線全体の環境づくりに向けた「市民参加」や「ビジョン」は今後の課題と考えます。

区 分	個別 番号	パブリックコメントの内容	報告書 の対応	パブリックコメントに対する見解
崖線緑地の管理	PC－5	アズマネザサの除去、下草刈り、間伐、放置された竹林の伐採、シュロ等の伐採、裸地等への樹木の新植等はどういう根拠やねらいがあるのか。できるだけ手を加えずに自然原理に基づいた維持・管理を行うことが大切。	修正06	生態系や崖崩れへの影響も考慮する必要があるため、第2章、(3)公有化崖線緑地の維持管理に向けた提案、1) 崖線緑地の維持管理(23ページ)の一部を修正します(修正06)。
	PC－5	竹林・シュロ等の混在が維持管理の良好な状況ではないとする根拠は何か。	修正06	崖線の特性に応じた維持・管理が基本であると考えます。また生態系や崖崩れへの影響も考慮する必要があるため、第2章、(3)公有化崖線緑地の維持管理に向けた提案、1) 崖線緑地の維持管理(23ページ)の一部を修正します(修正06)。
	PC－5	崖線緑地の公開には反対しないが、実態調査を行い、管理規制や管理者を決めてから公開すべき。	修正無	公開の手法は今後の課題です。
	PC－6	森守制度、アダプト制度などの説明を巻末に一覧で整理して欲しい。	修正無	アダプト制度については、23ページで説明しています。森守制度(仮称)はアダプト制度のネーミングです。
	PC－7	定期的に巡回し、不法投棄等の監視体制を確立する。これに関しては、市民ボランティア、緑化推進協力員等を活用する。	修正無	第1部第2章の(3)公有化崖線緑地の「維持管理」に向けた提案(23ページ)で示していますが、あくまで公有化された崖線の場合です。
	PC－7	除伐、つる切り、間伐等の適正なあり方を明確にする。	修正無	崖線の特性に応じた維持・管理が基本であると考えます。また生態系や崖崩れへの影響も考慮する必要があるため、第2章、(3)公有化崖線緑地の維持管理に向けた提案、1) 崖線緑地の維持管理(23ページ)の一部を修正します。
	PC－6	市民が崖線保全に積極的に取り組める、モチベーションを向上するような仕組みを検討して欲しい。	修正無	第1部第2章、2) 市民に向けた啓発活動(21ページ)、3) 崖線緑地の活用(22ページ)で記述しています。
	PC－9	専門家を交えたワーキングチームで管理方法について十分議論する必要がある。また、実験的な圃場を作って実証するなど様々な検討を継続する必要がある。	修正07	ご意見の主旨を踏まえ、第1部第2章の(3)公有化された崖線緑地の維持管理に向けた提案3) アダプトによる維持管理(23ページ)を修正します(修正07)。
検討会	PC－5	この程度のメンバーで緑地保全の検討ができるのか。植物社会学や生物保全学、動物生態学の専門家、地下水(湧水)研究家等を入れるべき。	－	検討会の設置目的を考慮した人選、及び公募等の選出を行いました。ご提案の内容は、崖線の自然環境・生物調査にはふさわしいと考えます。
	PC－9	たった4回の検討会で各委員が認識を共有して内容を詰めたのか疑問。	－	検討会の目的に照らし、適正な開催回数と考えます。

第2部 大神四丁目崖線緑地の保全、活用案について

区 分	個別 番号	パブリックコメントの内容	報告書 の対応	パブリックコメントに対する見解
大 神 町 四 丁 目 の公有化	PC－2	自然環境保護の観点から高く評価する。	修正無	－
	PC－5	大神町四丁目について早急に保全策を講じる必要があるというのであれば、他の地区の各論も必要。	修正無	昭島市崖線緑地検討会には市域崖線全体の保全のあり方、方向性のほか、特に急がれた大神町四丁目について限定的に保全・活用策について検討をお願いしたため、今回の報告書となったものです。 なお、他地区の保全策については、第2章の（1）崖線緑地の「保全」に向けた提案（18ページ）の中で、方向性は示してあります。
	PC－9	崖線全体をどう保全するか目標も示されていないのに、1箇所だけ具体的な整備計画があるのは不自然。一部の団体の人だけが関わる場所であるなら整備の必要はない。	修正無	昭島市崖線緑地検討会は市域崖線全体の保全のあり方、方向性のほか、特に急がれた大神町四丁目の保全・活用策について限定的に検討をお願いしたため、今回の報告書となったものです。なお、当該地の維持管理、公開のあり方は未定です。
	PC－6	公有化に異論はないが、具体的なアクションプラン、コストについての記述がないので良し悪しをコメントできない。	修正無	検討会にそこまでの検討（記述）は求めています。
整備内容 全 般	PC－5	安易なゾーニングで環境を著しく単調化しないことを望む。親水ゾーンは生物不在の箱庭ビオトープとしないことを望む。	修正無	報告書は概論を述べたものです。将来の実施設計にあたっては多角的に検討します。
	PC－7	公園的な機能を持たせた構想は是としたい。	修正無	－
崖線内の 赤 道	PC－1	防犯上・安全上使用しない方がよい。	修正無	報告書内容は提案内容と同様の内容です。
	PC－9	赤道を積極的に活用すべき。	修正無	赤道の扱いについては、検討会で十分検討済みです。
観 察 テラス	PC－2	保全林の中には通常人が入れないようにすることが大切なので、観察デッキは必要ない。	修正無	活動テラスは、きわめて限定的な利用とするため、通常は人が入れないこととなります。
観 察 テラス の 橋	PC－1	閉鎖していても子供の事故の原因となるので、使用期間のみの仮橋とするか常時利用できる橋として開放した方がよい。	修正無	橋設置の件は、将来の実施設計の段階で多角的に検討します。
	PC－2	保全林の中には通常人が入れないようにすることが大切なので、橋は架けないで欲しい。	修正無	活動テラスは、きわめて限定的な利用とするため、通常は人が入れないこととなります。 橋設置の件は、将来の実施設計の段階で多角的に検討します。

区 分	個別 番号	パブリックコメントの内容	報告書 の対応	パブリックコメントに対する見解
昭和用水	PC－ 3	今から（水路を）改修すると税金の無駄遣いであるが、直線的な水路ではなく、もっと多自然型の水路とすべきであった。	修正無	今後、他の用水路等の整備に際しては指摘された事項も検討していきます。
	PC－ 4	コンクリート張りの用水路ではホタルが生息できないので、改造が必要。提案内容は物足りないが、評価できる。	修正無	報告書内容は提案内容とほぼ同様です。 詳細は実施設計段階で多角的に検討します。
祠脇の平坦地利用	PC－ 1	防犯上の理由から利用しない方がいい。	修正無	報告書内容は提案内容と同様の内容です。
整備後の管理体制	PC－ 1	関係する市民グループと相談することを希望する。	修正無	第 2 部、（ 3 ）の④市民協働による維持・運営（32ページ）に記述済みです。
	PC－ 5	一部の地元住民に占有されるようなことがないよう、行政の指導、専門的な見地からの管理が必要。アダプト制度についても、研修、検定、資格取得等を検討すべき。	修正無	公開や維持のあり方は今後の課題です。公開時期は早くても平成 23 年、24 年頃と思われます。
	PC－ 6	市民団体等、市民参加による具体的な維持・管理プランを検討して欲しい。	修正無	公開や維持のあり方は今後の課題です。公開時期は早くても平成 23 年、24 年頃と思われます。

報 告 書 修 正

修正番号	ページ	区 分	記 述 内 容
修正01	P. 9	修正前	2) 立川崖線で見られる生物 平成18年度調査等によると、崖線の緑地及びその周辺においては、以下の生物が主に観察されている。
		修正後	2) 立川崖線で見られる生物例 市民団体である昭島環境遺産の会による平成18年度調査等によると、崖線の緑地及びその周辺においては、以下の生物が主に観察されている。 なお、専門的な調査を実施すれば、さらに別の生物が生息していることが十分予想される。
修正02	P. 3	修正前	1) 自然環境の保全機能としての役割 ○崖線の緑地は、野鳥や小動物、昆虫などの多様な生物の生息・生育の場として機能している。
		修正後	1) 自然環境の保全機能としての役割 ○崖線の緑地は、野鳥や小動物、昆虫などの多様な生物の生息・生育の場として機能している。また、繁殖の場としても重要である。
修正03	P. 18	修正前	1) 公有化による保全 植生の状況、規模、地形、周辺土地利用との関係、歴史・文化的価値、景観的価値、緊急性等及び市民の利活用の見通しの観点から、樹林地を客観的に評価し、重要性の高い樹林地について積極的に公有化することは重要である。
		修正後	1) 公有化による保全 樹林地の位置や規模、地形、また植生の状況や小動物の生息状況、さらに周辺土地利用との関係、歴史・文化的な価値、景観的な価値及び市民の利活用の観点等から、樹林地を客観的に評価し、重要性の高い樹林地について積極的に公有化することが求められる。
修正04	P. 21	修正前	1) 崖線緑地の実態把握 先に述べたとおり、崖線樹林地の調査については、市が平成7年度調査を実施して以来、民間団体による平成18年度調査があるのみである。 崖線樹林地の保全策を検討するにあたっては、各々の崖線樹林地の特性を十分に把握する必要があり、早急に、各々の崖線樹林地の区域、土地所有状況、植生調査等を含めた詳細な現況調査を実施することが望まれる。
		修正後	1) 崖線緑地の実態把握 先に述べたとおり、崖線樹林地の調査については、市が平成7年度調査を実施して以来、民間団体による平成18年度調査があるのみである。 崖線樹林地の保全策を検討するにあたっては、各々の崖線樹林地の特性を十分に把握する必要があり、早急に各々の崖線樹林地の区域、土地所有状況、植生調査等を含めた詳細な現況調査を実施することが望まれる。これにより、各樹林地の特性に応じた保全策の検討も可能となる。
修正05	P. 22	修正前	③ 公有化樹林地の案内板設置 せっかく公有化された崖線樹林の存在は、市民はまったくといってよいほど知らない。当面、アプローチとなる地点などに案内板を設置する必要がある。
		修正後	③ 公有化樹林地の案内板設置 公有化された崖線樹林については、アプローチとなる地点などに案内板を設置し、市民への周知を図る必要がある。

修正06	P . 23	修正前	1) 崖線緑地の維持管理 ○アズマネザサの除去、下草刈り、間伐等を実施し、健全な崖線緑地の育成を図る。 ○放置された竹林の伐採、シュロ等の崖線緑地にふさわしくない樹木の伐採、倒壊の危険性がある樹木の除去等を実施し、健全な崖線緑地の育成を図る。
		修正後	1) 崖線緑地の維持管理 ○崖線緑地の維持については、下草刈りや間伐等も一定程度は必要であるが、生態系への配慮や崖崩れ等への影響も考慮するなど、それぞれの崖線の特性に応じた維持・管理が求められる。
修正07	P . 23	修正前	3) アダプトによる維持管理 公園や道路などを定期的に美化・清掃活動していただくボランティアを登録するアダプト制度を公有化された樹林地にも導入すべきである（仮称「森守（もりもり）制度」の提案。なお、民有地におけるアダプト制度については、保全案として提示している）。
		修正後	3) 市民協働による維持管理 公園や道路などを定期的に美化・清掃活動していただくボランティアを登録するアダプト制度を公有化された樹林地にも導入すべきである（仮称「森守（もりもり）制度」の提案。なお、民有地におけるアダプト制度については、保全案として提示している）。 また、必要に応じて崖線緑地の維持管理に関する市民参加型の体験講座（ワークショップ）を実施し、様々な実証や検討を実施することも求められる。